

高知県庁雑排水槽、グリストラップ等清掃及び
産業廃棄物処理業務委託契約書（案）

委託者高知県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、甲の事業場から排出される産業廃棄物の収集・運搬及び処分に関して次のとおり委託契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲乙両者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）その他関係法令を遵守するとともに信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（委託業務）

第2条 委託業務は、次のとおりとする。

- （1） 名称 高知県庁雑排水槽、グリストラップ等清掃及び産業廃棄物処理業務（以下「委託業務」という。）
- （2） 委託業務実施場所 高知県庁本庁舎、西庁舎敷地内
- （3） 委託業務内容 別紙高知県庁雑排水槽、グリストラップ等清掃及び産業廃棄物処理業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（委託契約期間）

第3条 委託契約期間は、令和8年 月 日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）とする。

（乙の事業範囲）

第5条 乙の事業範囲は次のとおりであり、乙はこれを証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、この契約書に添付するものとする。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、この契約書に添付するものとする。

◎収集・運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：
事業範囲：
許可の条件：
許可番号：

許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：
事業範囲：
許可の条件：
許可番号：

〔特管〕

許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：
事業範囲：
許可の条件：
許可番号：

許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：
事業範囲：
許可の条件：
許可番号：

◎処分に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：
事業区分：
産業廃棄物の種類：
許可の条件：
許可番号：

〔特管〕

許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：
事業区分：
産業廃棄物の種類：
許可の条件：
許可番号：

(委託する産業廃棄物の種類及び数量)

第6条 甲が、乙に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類及び数量は、次のとおりとする。

種類：
数量：

(処分の場所、方法及び処理能力)

第7条 乙は、甲から委託された前条の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称：
所在地：
処分の方法：
施設の処理能力：

(最終処分の場所、方法及び処理能力)

第8条 甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

事業場の名称：
所在地：
処分の方法：
施設の処理能力：

(収集運搬過程における積替保管)

第9条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わないものとする。

(処分のための保管)

第10条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の処分のための保管を行う場合は、第7条に指定する事業場において、法令に基づき、かつ、第3条で定める契約期間内に確実に処分できる範囲で行わなければならない。

(再委託の禁止)

第11条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合は、法令の定める再委託基準に従い再委託することができる。

(マニフェスト)

第12条 甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記入し乙に交付するものとする。ただし、電子マニフェストを使用した場合はこの限りでない。

(甲の義務と責任)

第13条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、以下の情報をあらか

じめ乙に提供するほか、適宜又は乙の要求に応じ必要な情報を乙に提供するものとする。なお、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知するものとする。

- (1) 産業廃棄物の発生工程
 - (2) 産業廃棄物の性状及び荷姿
 - (3) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - (4) 混合等により生ずる支障
 - (5) 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
 - (6) 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その事項
 - (7) 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
 - (8) その他の注意事項
- 2 甲は、委託業務に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないよう注意しなければならない。
- 3 甲は、第12条に規定するマニフェストの記載事項には十分に留意しなければならない。万が一記載漏れ等がある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認のうえ委託物を引き取ることとする。

(乙の義務と責任)

- 第14条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、積み込み作業の開始から処分が完了するまで、法令に基づき適正に処理する責任を負うものとする。この間に発生した事故については、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負うものとする。
- 2 乙は、委託業務が終了したときは、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出しなければならない。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務についてはマニフェストB2票又は電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務についてはマニフェストD票又は電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。
- 3 乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時委託業務を停止することができる。この場合、乙は甲に遅滞なくその旨を書面により通知し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力しなければならない。

(暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務)

- 第15条 乙は、この契約に係る事業の遂行に当たって、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。第21条の2第1項において同じ。）による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(処理状況の報告)

- 第16条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して産業廃棄物の処理状況に関する報告を求めることができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第17条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(委託業務が完了した後の履行実績等の譲渡に伴う債務引受)

- 第17条の2 前条の規定にかかわらず、乙は、委託業務が完了した後において、この委託業務に係る履行実績等を第三者に譲渡する場合は、この委託業務が完了した後に第23条、

第23条の2及び第23条の3の規定により効力が生ずる乙の債務をその第三者に引き受けさせなければならない。

- 2 乙は、履行実績等を第三者に譲渡したときは、速やかに当該履行実績等の譲渡及び債務の引受けを証する譲渡契約書等の写しを甲に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定は、委託契約期間の末日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

(検査等)

第18条 甲は、乙から第14条第2項に規定する業務終了報告書が提出されたときは、速やかに、委託業務が仕様書に適合しているか検査しなければならない。

- 2 前項の検査に合格しないときは、乙は、直ちにこれを補正し、甲の再検査を受けなければならない。この場合において、乙は、委託料の増額を請求することができない。

(委託料の支払)

第19条 乙は、前条に規定する検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による支払の請求書を受領した日から30日以内に、当該委託料を乙に支払わなければならない。

(秘密の保持)

第20条 乙は、業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても効力を有する。

(契約の解除)

第21条 甲又は乙は、相手方がこの契約に定める義務を履行しないときは、契約を解除することができる。

- 2 甲又は乙から契約を解除した場合において、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が契約を解除した場合

ア 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任を免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処理業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、同一事業区分の許可を有する他の業者に乙の費用負担をもって行わせなければならない。

イ 乙が他の業者に委託する場合において、その業者に対する報酬を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨をあらかじめ甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ウ 上記イの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって乙のもとにある未処理の産業廃棄物の処理を行わしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が契約を解除した場合

乙は、甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を甲の費用負担をもって引き取ることを要求し、又は乙の費用負担により甲の事業場に運搬した上で、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

- 3 第1項の規定により、甲が契約を解除した場合においては、乙は、委託料の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

(暴力団排除措置による解除)

第21条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じたとしても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等（次に掲げる者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
 - ア 法人にあっては、代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加している者
 - イ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ウ 個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。））
- (3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
- (6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用してしていると認められるとき。
- (8) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用してしていると認められるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 第15条に規定する義務を履行しなかったと認められるとき。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合について準用する。

(談合等の不正行為があつた場合の解除)

第21条の3 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この解除により乙に損害を及ぼしても甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第62条第1項に規定する課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして独占禁止法第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

- (3) 乙（法人の場合にあっては、その役員及びその使用人もこれに含む。）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）の規定による刑が確定したとき。
- (4) 納付命令又は排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下この号及び次号において「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び第23条第1項第1号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (5) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（公正取引委員会が発した文書によってこの契約を特定できる場合に限る。）。
- 2 第21条第3項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

（損害賠償）

第22条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、義務の不履行が乙の責めに帰することができない事由によるものである場合には、この限りでない。

- 2 乙は、委託業務実施に当たり第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰する理由による場合を除くほか、乙の負担において当該損害を賠償しなければならない。
- 3 甲は、前項の規定により乙が賠償すべき損害を乙に代わって第三者に賠償した場合には、乙に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償するものとする。

（談合等の不正行為があった場合の賠償額の予定）

第23条 乙は、第21条の3第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、委託料の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条に規定する納入の通知をいう。次条第1項において同じ。）を発する日の属する月の翌月の末日（当該日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日又は12月31日に当たるときは、これらの日の前日をもって当該日とみなす。次条第1項において同じ。）までに支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第21条の3第1項第1号、第2号、第4号及び第5号のいずれかに該当する場合であって、納付命令又は排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合
- (2) 第21条の3第1項第3号に該当する場合であって、刑法第198条の規定による刑が確定した場合
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害金と同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対してその超過した損害金にこの契約における委託料の最終の支払の日の翌日から起算して当該損害金の支払の日までの日数に応じて年3

パーセントの割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の遅延利息を付した額を請求することができる。

3 前2項の規定は、委託業務が完了した後においても適用する。

（談合等の不正行為があった場合の違約罰としての違約金）

第23条の2 乙は、第21条の3第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、前条の賠償額の予定とは別に、違約罰としての違約金を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知を発する日の属する月の翌月の末日までに支払わなければならない。

2 前項の違約罰としての違約金の額は、委託料の10分の2に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「違約金額」という。）とする。ただし、乙がこの契約に関し独占禁止法第7条の4第2項若しくは第3項又は第7条の5第3項の規定による課徴金の減額（以下この項において「課徴金の減額」という。）を受けた事業者（公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を受けたことを公表することを申し出て、公正取引委員会によって公表された事業者に限る。）である場合は、違約金額にその者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を違約金額から減額した額とする。

3 前2項の規定は、委託業務が完了した後においても適用する。

（乙の文書提出義務）

第23条の3 乙（乙が法人である場合は、その役員及びその使用人もこれに含む。）は、この契約に関して、公正取引委員会、警察、検察庁、裁判所その他公的機関から通知、命令その他の文書（この契約書の規定により甲から発せられた文書を除く。）の交付を受けたときは、直ちに当該文書の写しを甲に提出しなければならない。

2 前項の規定は、委託業務が完了した後においても適用する。

3 前2項の規定は、委託契約期間の末日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

（違約金等の徴収）

第24条 乙がこの契約に基づく違約金、賠償金、損害金又は違約罰としての違約金（以下この項において「違約金等」という。）を甲の指定する期間（第23条に規定する賠償金にあつては同条第1項に、第23条の2に規定する違約罰としての違約金にあつては同条第1項にそれぞれ規定する期間とする。以下この項において同じ。）内に支払わないときは、乙は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して当該遅延した違約金等を甲に支払った日までの日数に応じて年3パーセントの割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次項において同じ。）の遅延利息を甲に納付しなければならない。この場合において、甲が乙に支払うべき委託料があるときは、甲は、当該委託料と、未払いとなっている違約金等と遅延利息の合計額とを対当額で相殺し、なお不足があるときは追徴するものとする。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。ただし、計算した遅延利息の額が、100円に満たないときは、この限りでない。

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第25条 第23条第2項及び前条の規定による遅延利息等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（契約の費用）

第26条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定等)

第27条 この契約に関する疑義及びこの契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第28条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、当事者がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。ただし、電子契約サービスを利用する場合には、この契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、当事者がそれぞれ電子署名を行うものとする。

令和8年 月 日

委託者 高知県
契約担当者 知事 濱田 省司 印

受託者 住所
氏名 印